



報道発表資料の配付日時 2月1日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	「北海道森林吸収源対策推進計画(素案)」に対する道民意見を募集します		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、令和4年度からスタートする新たな「北海道森林吸収源対策推進計画」の策定に向け、現在、見直し作業を進めています。</p> <p>このたび、道民の意見を幅広くお聞きし、より良い計画にしていくため、計画素案に対する道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施することとしました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和4年(2022年)2月1日(火)から 令和4年(2022年)2月28日(月)まで</p> <p>2 提出方法 郵便・FAX・電子メールのいずれか なお、計画(素案)は下記URL等から入手可能 北海道森林吸収源対策推進計画(素案) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/iken.html</p> <p>3 提出先 「北海道森林吸収源対策推進計画(素案)」に対する意見 あて先 北海道水産林務部林務局森林計画課(計画調整係) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 FAX 011-232-1295 メール suirin.shinrin1@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	計画の素案については、概要版のみ添付しています。 素案の全文については、上記URLからご確認いただけます。		

報道(取材) に当たって のお願い	広く道民からご意見をいただくため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	林政記者クラブ
	同時レク		

担当 (連絡先)	水産林務部林務局森林計画課計画調整係(担当者:課長補佐 佐野 弥栄子) TEL ダイヤルイン 011-204-5494 内線 28-502		
-------------	--	--	--

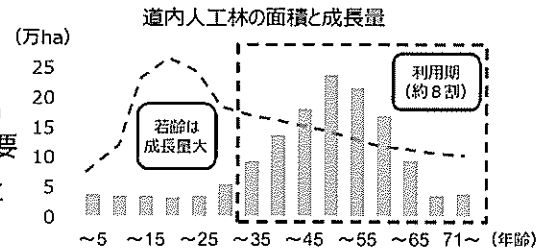
北海道森林吸収源対策推進計画（素案）の概要

第1 計画策定の考え方

- ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう、森林吸収量の確保に向けた対策のさらなる充実・強化を図るため、現行の森林吸収源対策推進計画を見直す
- 令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とし、北海道地球温暖化対策推進計画との整合を図る

第2 森林吸収源対策の現状と課題

- 本道は全国一豊かな森林資源に恵まれる一方、人工林の高齢化により、現状のまま推移すると、森林吸収量は大幅に減少
- 吸収量算定の対象となっていない私有林の人工林が23万ha存在（全体の約3割）することから、間伐などの実施により対象森林の増加を図ることが必要
- 国では木材利用による炭素固定量（HWP）の算定方法を示していないことから、現計画では計上していないため、道独自の算定が必要



第3 計画の基本的な考え方

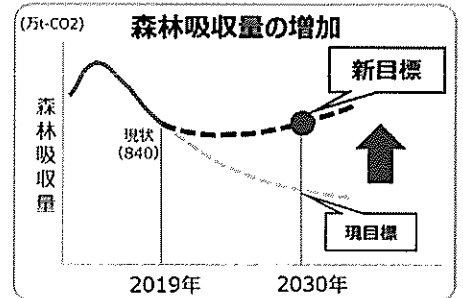
- 本道の優位性やこれまでの先駆的な取組を最大限に活かし、吸収量の維持・増加につながる道独自の対策を重点的に進め、我が国の脱炭素化を牽引するゼロカーボン北海道の実現に向けた森林づくりを推進

本道の優位性

- ・高い再植林率（国3割・道8割）
- ・道で開発されたCO2吸収に優れるクリーンラーチ
- ・スマート林業による高い作業効率
- ・全国一の森林認証面積や木材自給率 等

第4 計画の目標等

- 【めざす姿】 森林吸収量の一層の増加を図り、国の森林吸収源対策を先導する
- 【計画の目標】 植林面積の増加など道独自の対策やHWPの算定により、2030年の森林吸収量の目標を、2019年実績の840万t-CO2を上回る850万t-CO2に設定



現目標 (2030年)
480万t-CO2

新目標 (2030年)
850万t-CO2
(うちHWP 28万t-CO2)

第5 計画の展開方向

1 活力ある森林づくり

○計画的な森林の整備

- ・植林の省力化や低コスト化による植林面積の増加を図り、積極的な森林の若返りを推進
<植林面積：2019年 約1万ha → 2030年 約1.3万ha>
- ・新たな苗木の生産技術の普及や採種園の整備により、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木を増産

○森林吸収量の算定対象森林の確保

- ・森林環境譲与税などを活用した間伐などの推進により、算定対象森林の増加を図る
<森林経営対象森林率（FM率）：2019年 70% → 2030年 75%>

2 道産木材の利用促進

○長期間炭素を固定する木材利用の促進

- ・HOKKAIDO WOODのブランド力の強化により、建築物、家具、日用品など幅広い分野で道産木材の利用を促進
<製材・合板等の需要における道産木材の割合：2019年 69% → 2030年 75%>

○木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・ボイラー等の導入による利用促進や、原料の安定供給体制の構築
<木質バイオマスエネルギー利用量：2019年 138万m3 → 2030年 195万m3>

3 企業等と連携した森林づくり

○木育マスターや企業等による木育活動の推進

- ・企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけや、道有林におけるオフセット・クレジットの販売促進などを通じて、森林づくりへの幅広い参画を促す
<企業等と木育マスターが連携した木育活動の回数：2020年 81回 → 2030年 141回>

第6 計画の推進体制等

- 市町村や企業、関係団体などと連携して取り組むための推進体制や、それぞれに期待される役割
- 試験研究機関と連携し、道民や企業等の地域ニーズ的確な把握と研究課題への反映の取組を進める